

生徒心得

1 心得

- (1) 常識を身に付けた、立派な社会人となるよう修養に励む。
- (2) 礼節を正しくし、高等学校生徒としての品位を保つ。
- (3) 正規の服装を着用し、身なりをきちんとする。

2 服装・礼儀

2-1 服装

- (1) 登下校時及び校時中は学校指定の制服を着用する。なお、夏服期間はリボン・ネクタイを着用しなくても良い。
- (2) ワイシャツ・ブラウスの色は白色とし、裾はズボン・スカートの中に入れる。
- (3) 入学式・対面式・卒業式・始業式・終業式、その他の指示があった場合は、正装とする。正装の際は、指定されたネクタイ・リボンを着用する。冬服着用時はブレザーを着用する。また、スカート丈は膝丈とする。

なお、服装や頭髮等身だしなみに問題がある生徒は、式や行事に参加させず、別室にて生活指導部が改善のための指導を行う。

- (4) 衣替えは5月下旬（中間検査前日）と11月1日（中間検査前日）とする。ただし、5月1日から5月下旬（中間検査前日）までと、10月1日から10月31日（中間検査前日）までは夏服・冬服のどちらを着用しても良い移行期間とする。

ブレザーを着用する場合は、指定されたネクタイ・リボンを着用すること。

- (5) 部活動や文化行事等、校外で活動する場合も、原則として制服を着用する。

「衣替え」

11/1 (中間検査初日)～4/30	冬服期間	リボン・ネクタイ・ブレザーを着用する
5/1～5/下旬	夏服移行期間	ブレザー着用の際は、ネクタイ・リボン着用
5/下旬 (中間検査初日)～9/30	夏服期間	リボン・ネクタイ・ブレザーを着用しなくてもよい (正装はリボン・ネクタイ着用)
10/1～10/31	冬服移行期間	ブレザー着用の際は、ネクタイ・リボン着用

- (6) 冬服着用時に、ブレザーの下にセーター・カーディガン・ベスト(色は白・黒・紺・グレーのいずれか)を重ね着しても良い。また、冬服期間に校内ではセーター・カーディガン・ベストで過ごしてもよい。ただし、セーター・カーディガン・ベストは平織り無地とし、刺繍はワンポイントまでとする。
- (7) 夏服着用時に、ワイシャツ・ブラウスの上にベスト(色は白・黒・紺・グレーのいずれか)を重ね着しても良い。ただしセーター・カーディガンを着用してはならない。
- (8) 実習時、体育実技時は、本校指定の服装に着替える。
- (9) 登下校時の履物は、原則として運動靴又は革靴とする。実習時、体育実技時は、学校が認めた履物を履く。
- (10) 頭髮は常に清潔に保つ。パーマ、染髪・脱色、エクステンション等は禁止である。

(11)ピアス、イヤリング、指輪、マニキュア、化粧等は禁止である。

＊頭髪・装飾品等について注意を受けた際は、速やかに改善する。

2-2 礼儀

(1)来賓・職員・目上の人には、その時に応じた挨拶をする。

(2)校長室・職員室などの入室の際は、クラスと名前を名乗り、挨拶をしてから入室する。

(3)時間を厳守し、行動は敏速、静粛にする。

(4)集会等へは正装で参加し、雑談私語をしない。

3 通学

(1)8時30分までに登校し、最終下校時刻は16時55分とする。ただし、昼休みまでに「延刻届」を提出し、学校が下校時刻の延長を認めた場合、最終下校時刻を17時20分とする。

※定期考査後の午前中授業の日は、下校時刻の延長を認めない。

(2)登校時から終礼時までは原則として外出禁止とする。

(3)登下校時は常に交通ルールを守り、秩序ある行動をとる。

(4)自転車で登校する場合、学校へ自転車通学登録申請をするとともに、指定のステッカーを自転車の後輪泥除け等に貼り付ける。

(5)オートバイ・車による通学は認めない。

(6)登下校時に事故を起こしたり、事故にあった場合は、まず、警察に通報し、その後保護者・学校に連絡する。

4 施設及び用具の使用

(1)公共物は丁寧に取り扱い、常に使用後の始末を厳重にする。破損、汚損又は紛失したときには直ちに生活指導部に届け出る。故意又は重大な過失によるものは弁償を求める場合がある。

(2)休日に施設及び用具等を使用するときは、事前に担当教員へ届け出る。

(3)校舎内外の清掃に積極的に取り組むとともに、自然環境に配慮した省エネルギー、再資源化に自ら進んで協力する。

5 所持品・携帯電話等の管理

(1)所持品には、校名・学年・組・氏名を明記する。

(2)生徒手帳（身分証明書）を、常に携行する。

(3)原則として教科学習、各教科外活動に必要な用具（学用品）以外は、学校に持ち込まない。

(4)貴重品は、各自で責任をもって管理する。

(5)パソコン・携帯電話によるSNS（ソーシャルネットワークサービス）を使用した誹謗・中傷や個人情報への書き込みをしない。

6 アルバイトの扱い

(1)保護者が学業に支障の生じない範囲で保護者の許可と責任の下、行うものとする。アルバイトは、届け出を学校に提出する。また、学校生活に悪影響がみられた場合は、担任は家庭に連絡し保護者の責任の下、生活状況の改善を促す。

(2) 未成年の立ち入り禁止の場所でのアルバイトは保護者の承諾があっても認めない。

7 忌引き日数

忌引き日数は次の通りとする。(土日祝祭日を含む) ただし遠隔地の場合、規定日に前後1日ずつ加算する。

- ① 父母・・・・・・・・・・・・・・ 7 日以内
- ② 祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・ 3 日以内
- ③ 曾祖父母、伯叔父母・・・・・・・・ 1 日